



防災のページ

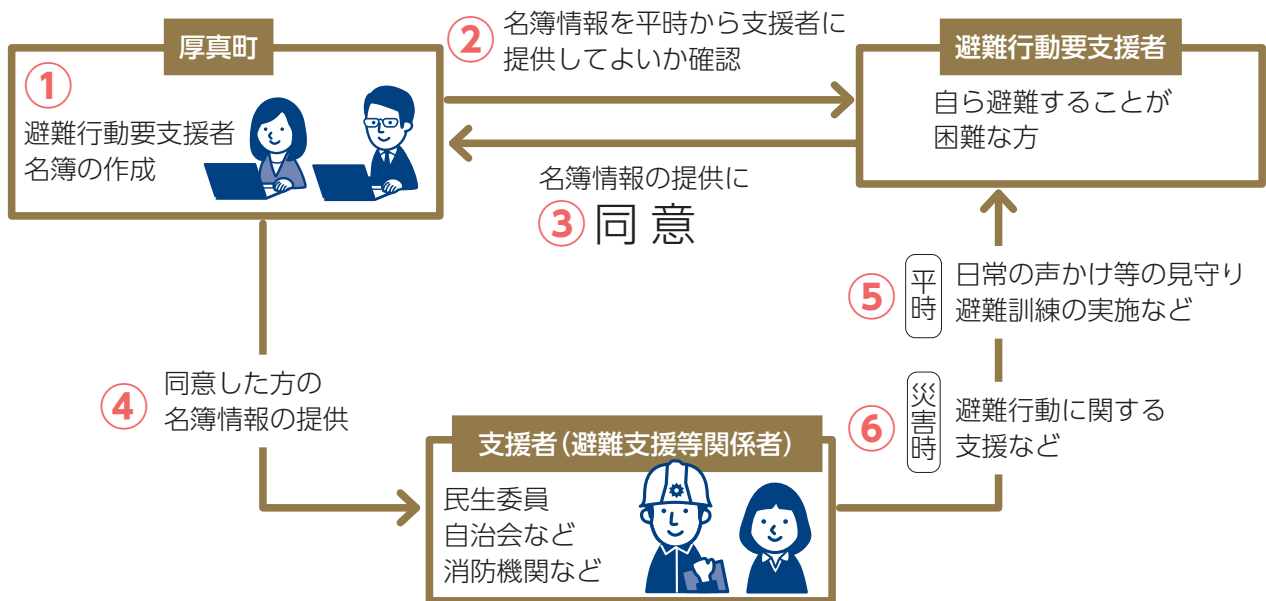
問い合わせ 総務課 防災グループ ☎27-2481

避難行動要支援者名簿と 個別避難計画について

避難行動要支援者名簿について

平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、市区町村で「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化されました。大きな災害が発生または災害が発生のおそれがある場合に、自力避難が難しい方を支援するため、事前に登録した名簿情報を関係機関で共有します。

名簿は、あらかじめ避難支援を行う自治会や自主防災組織、民生委員、消防機関、警察などに提供して、災害時の安否確認や必要な避難支援などに役立てます。



避難行動要支援者名簿の記載事項(例)

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所または居所
- ・電話番号またはその他連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・そのほか町長が必要と認める事項

- ・基本的に名簿情報は、避難行動要支援者本人が同意された方のみ提供されます。
- ・ただし、生命または身体を災害から保護するため、大きな災害が発生または発生するおそれがあり緊急を要する場合には、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援の関係者等に名簿情報を提供する場合があります。

個別避難計画について

「個別避難計画」は「避難行動要支援者名簿」の提供に同意された方のみ作成します。

一人ひとりの避難支援要領などをより具体的に計画・作成して、安心・安全な災害時の避難を目的としています。

個別避難計画は、町、本人とその家族、避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生委員など)および介護支援専門員などが連携して作成します。信頼関係を醸成しつつ、地域の特性を踏まえて最善の避難計画にします。